

中小企業等の対象範囲について

沼津市奨学金返還支援事業補助金の支援条件である市内中小企業等の対象範囲は、以下のとおりとなります。

【対象】以下の(1)と(2)を満たす企業

- (1) 沼津市内に本社又は本店を有する事業者
- (2) 以下のいずれかに該当する事業者のうち、中小企業者と同程度従業員規模であること。
 - (ア) 中小企業又は小規模企業

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

- (イ) 社会福祉法人
- (ウ) 医療福祉法人
- (エ) 学校法人
- (オ) その他市長が認める法人

【対象外】

- (1) 国又は地方公共団体が出資している事業者
- (2) 系列内の大企業（中小企業以外の企業）が2分の1以上を出資し、又は役員を派遣するなど実質的に大企業によって経営されていると市長が認める事業者

※対象外の団体の例

・特定非営利活動法人 ・農業協同組合（JA） ・公共的団体（公務員等）

※中小企業の定義について

中小企業ホームページ FAQ「中小企業の定義について」

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm